

## 「まちたびにしのみや」事業の実施に係る業務委託仕様書

### 1. 業務名称

「まちたびにしのみや」事業に関する業務

### 2. 業務の目的

平成 23 年より、市民や地域、事業者との連携により、「西宮らしさ」を体感できる特別感のある「まち歩きプログラム」や「体験プログラム」を「西宮まちたび博」として実施しており、平成 27 年からは事業名を「まちたびにしのみや」に変更して実施している。これらのプログラムを継続するとともに、新たな視点から「まち歩きプログラム」や「体験プログラム」を企画開発することにより、事業内容の一層の充実を目指す。

またこれにより、西宮の暮らしを楽しむライフスタイルを切り口に、市民が自分の思いや価値観に照らして楽しく過ごす時間と空間を創出し、多彩な西宮の楽しみ方を提案する取組を強化して地域活性化につなげるとともに、市外に西宮の魅力を PR することで本市の都市ブランドを高めて「このまちに暮らしたい」という人を広く募り、転入者が増加するような情報発信の強化を図る。

### 3. 履行期間

委託契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日まで

### 4. 業務内容

#### (1) ①「まちたびにしのみや」大人向けプログラムの企画調整・実施運営

30 代～50 代の女性やアクティブシニア層を主要ターゲットに、歴史やまちなみ、産業、自然、食や文化等をテーマとした「西宮ならではの」「特別感のある」まち歩きや体験プログラムの企画調整および実施にかかる一切の業務

#### ②「まちたびにしのみや」ファミリー向けプログラムの企画調整・実施運営

子育て世代の親子を主要ターゲットに、自然、食や産業、文化等をテーマとした「西宮ならではの」「特別感のある」体験プログラムの企画調整および実施にかかる一切の業務

#### (2) 新たな「まち歩きプログラム」「体験プログラム」の企画開発、実施運営

### 5. 業務の詳細

#### (1) 共通業務

- ① 業務全体にかかる実施計画書および収支予算書の作成
- ② プログラム参加者の予約受付および個人情報管理
- ③ プログラム参加者に対するアンケート実施
- ④ SNS 等を活用したプログラム PR 業務

## (2) プログラム実施業務

### ① 「まちたびにしのみや」プログラムの企画調整・実施運営

- ・ 市民や地域、事業者との連携・折衝により、まち歩き・体験プログラム（有料）を作成実施する（約 50 本）
- ・ 従来のプログラムを継承及び発展させるとともに、顧客ニーズに応じた新プログラムを作成実施する（本数は定めない）
- ・ 研修や交流会等を実施し、市民ガイドを育成する

### ② 上記業務に係る企画調整業務（プログラム毎の収支計画書や実施計画書の作成含む）

## 6. 特記事項

本業務は、上記 5. 業務のうち「(1) 共通業務」を除く「(2) プログラム実施業務」については、受益者負担の観点から、参加者からの参加料収入のみで賄う事業スキームを構築することで、持続可能な着地型観光の継続を目指している。

※西宮市予算など、やむを得ない事情により事業継続できない場合がある

## 7. 業務実施体制

本業務の遂行にあたり、必要となるスタッフ等を確保し、業務を適正に実施するために必要な体制を構築すること。

## 8. 業務報告

本業務がすべて完了した際は、速やかに収支報告、事業の効果と課題等を記載した業務報告書を提出すること。なお履行期間中であっても、委託者から当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、速やかに書類の提出に応じなければならない。

## 9. 業務実施に関する基本的な条件

### (1) 契約及び期間に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

### (2) 提案見積額について

本業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、委託者と協議のうえ、確定するものとする。

## 10. その他

(1) 観光コンテンツの企画・調整進捗状況など、業務遂行に関わる事項については、委託者と緊密に連絡を行うこと。

(2) 事業遂行にあたり知りえた個人情報、個人情報保護法・西宮市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。なお、個人情報の 2 次利用に関しては、委

託者と協議のうえ決定すること。

- (3) イベントの実施にあたっては、イベント保険（対人・対物）に加入するものとする。
- (4) 受託事業者は、この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ決定すること。
- (5) 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に会計監査等の実施があった際には、証拠書類の提出や調査に協力すること。